

令和7年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業（2つの世界自然遺産「奄美・屋久島」自然体験型交流学习事業）業務委託募集要領

本要領は、令和7年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業（2つの世界自然遺産「奄美・屋久島」自然体験型交流学习事業）業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託業者を選定するための企画提案等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

別添令和7年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業（2つの世界自然遺産「奄美・屋久島」自然体験型交流学习事業）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 事業費

6, 295, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額は、企画提案にあたっての目安（上限）となる金額であり、別途設定する予定価格の範囲内で決定する契約額と必ずしも一致しないことに留意すること。

3 企画提案内容

(1) 企画提案に係る質問

企画提案に係る質問がある場合、以下により提出すること。

ア 様式

別紙「質問書（様式1）」のとおり

イ 提出期限

令和7年3月3日（月）午後5時必着

ウ 提出方法

FAX又はメール

エ 提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産室（「8 問合せ先」を参照）

(2) 参加の意思表示

企画提案への参加の意思表示について、以下により提出すること。

ア 様式

別紙「参加表明書（様式2）」のとおり

イ 提出期限

令和7年3月12日（水）午後5時必着

ウ 提出方法

FAX又はメール

エ 提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産室（「8 問合せ先」を参照）

オ 辞退届

別紙「参加表明書（様式2）」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別紙「辞退届（様式3）」を令和7年3月18日（火）までにFAX又はメールにより提出すること。

(3) 提案事項

ア 提出書類

(7) 企画提案書

別紙「企画提案書（様式4）」に、次の内容を記載した企画書（任意様式）を添付して提出すること。なお、原則としてA4用紙縦使用、横書き、左綴じとする（着色可）。

- ① 仕様書に沿った具体的な企画や行程
- ② 業務遂行体制及び業務スケジュール
- ③ 類似実績、アピールしたい事項、その他の提案事項
- ④ その他特記すべき事項

(イ) 参考見積書

事業費（総額）について、経費の項目ごとに金額の内訳を明記すること。（任意様式）

※ 正式な見積書については、4 (2)による審査結果を踏まえ、最も優れた企画提案者に改めて依頼する。

(ウ) 会社の概要資料

代表者、所在地、電話番号、FAX番号、主要な業務内容、従業員数等が記載された資料を提出すること。

(エ) 業務実績書

別紙「業務実績書（様式5）」により、過去5年程度の国又は地方公共団体等（公益法人等を含む）からの受託実績を提出すること。

(オ) 誓約書

鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づき、別紙「誓約書（様式6）」を提出すること。

(カ) その他

類似実績やアピールしたい事項があれば、併せて資料を提出すること。

イ 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時必着

ウ 提出部数

各10部

エ 提出方法

郵送又は持参

オ 提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産室（「8 問合せ先」を参照）

(4) 提出に係る留意事項

ア 企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。

イ 仕様書の記載内容に限らず、事業実施に繋がる内容を幅広く企画提案することができる。

ウ 企画提案内容については、可能な限り詳細に記載すること。

エ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

オ 一度提出した企画提案書は、これを書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。また、返却は行わない（奄美世界自然遺産室から指示があった場合を除く。）。

4 企画提案の審査概要

(1) 参加方法

「5 参加資格」の要件を満たす者で、前記3 (2)により参加の意思表示をしたもののうち、企画提案しようとする者は、前記3 (3)により書類を提出する。

(2) 審査及び選定

自然保護課において設置した選定委員会により企画提案の審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

なお、審査に当たっては、企画提案内容、見積金額等を総合的に審査する。

また、プレゼンテーションは予定していない。

(3) 結果通知

審査終了後、全ての企画提案者に通知する。

なお、審査内容については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。

結果の通知は、令和7年3月下旬を予定する。

5 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国，県，市町村が賦課徴収するすべての税，消費税，地方消費税について未納でない者であること。
- (4) 本業務を執行できる能力及び体制を有していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者
 - ウ 鹿児島県から指名停止措置を受けている者
 - エ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

6 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

前記 4 により選定された者とする（随意契約）。

(2) 企画提案内容と業務の関係

企画提案内容は、企画提案者の企画力を確認するためのもので、契約の相手方として選定された場合でも、当該企画提案内容が採用されるものではない。

なお、契約にあたっては、選定委員会等における意見を踏まえ、契約の相手方として選定された者と契約についての協議・調整を行った上で、合意に至った場合に契約を締結する。

(3) 次点の繰上げ

契約の相手方として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または、提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった企画提案者と協議・調整を行った上で、合意に至った場合に契約を締結する。

(4) その他

本企画提案に係る当該手続きは、県議会における令和 7 年度当初予算の成立を前提としたものであり、予算成立後に効力が生じることから、議会において予算案が否決された場合は、手続きを中止する。

7 スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 7 年 2 月 17 日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 5 時必着 |
| (3) 参加表明書提出期限 | 令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 5 時必着 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 5 時必着 |
| (5) 選定委員会、契約の相手方決定 | 令和 7 年 3 月下旬 |
| (6) 契約締結 | 令和 7 年 4 月上旬 |
| (7) 履行期限 | 令和 8 年 3 月 13 日（金） |

8 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産室 担当：猩々（しょうじょう）

電話：099-286-2759

F A X：099-286-5546

E-mail：amami-isan@pref.kagoshima.lg.jp